

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋 (XV)

(2014年4月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目次

I	番号 EECS/0114 - 01 継続雇用に基づく条件付対価の分類	3
II	番号 EECS/0114 - 02 事業売却時ののれんの配分	4
III	番号 EECS/0114 - 03 非継続事業として表示される単独ライセンスの売却	6
IV	番号 EECS/0114 - 04 資金生成単位の識別	8
V	番号 EECS/0114 - 05 土地の公正価値の決定	9
VI	番号 EECS/0114 - 06 持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分の表示の変更	10
VII	番号 EECS/0114 - 07 上場コスト	13
VIII	番号 EECS/0114 - 08 ヘッジ会計の条件	14
IX	番号 EECS/0114 - 09 表示通貨のヘッジ	15
X	番号 EECS/0114 - 10 最低積立要件	17

本報告書で使用している略語及び頭字語の一覧

CCIRS	金利通貨スワップ
CGU	資金生成単位
CU	通貨単位
EEA	欧州経済地域
EC	欧州委員会
EECS	欧州執行者共同セッション
EU	欧州連合
IAS	国際会計基準
IASB	国際会計基準審議会
IFRS	国際財務報告基準 (EU 採択)
IFRS IC	国際財務報告基準解釈指針委員会

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点 (2014 年) では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

Ⅰ 番号 EECS/0114 - 01 継続雇用に基づく条件付対価の分類

事業年度： 2012 年 12 月 31 日

論点の分野： 条件付対価

関連する基準書： IFRS 第 3 号「企業結合」

発行者の会計処理についての記述

1. 発行者はマーケティング・広告業界に所属しており、買収対価の一部が被取得事業の将来の業績を条件にする事業取得を行った。追加の支払対価の金額は「アーンアウト (earn-out)」期間末に算定する予定とされた。売手は、条件付支払に必要な条件を満たすためアーンアウト期間中はグループ従業員のままでなくてはならず、そうでない場合、当該金額は失効する。
2. 発行者は、継続雇用に依存するか否かに係らず、取得から生じた条件付の金額を条件付対価として処理した。条件付対価は当初、財政状態計算書において、のれんの対応する金額と共に公正価値で認識された。
3. IFRS 第 3 号 B55 項の冒頭文は、支払が条件付対価となるのか別個の取引となるのかの判断において発行者が 8 つの指標を検討することを求めている。発行者は、8 つの指標すべてを考慮したと説明し、継続雇用は他の 7 つの指標と一緒に考慮すべきであると考え、条件付支払は雇用報酬ではなく追加的な対価であると結論付けた。

執行決定

4. 売手にはアーンアウト期間にわたって雇用されることが求められており、勤務条件が実質的であるような状況における企業結合に対して、条件付支払を条件付対価に分類することに執行者は同意しなかった。執行者は、提供された勤務に対する報酬として、条件付対価をアーンアウト期間にわたって費用化することを要請した。

執行決定の根拠

5. IFRS 第 3 号 B55 項 (a) によると、雇用が終了すると自動的に支払が失効するという条件付対価契約は、企業結合後の勤務に対する報酬である。
6. 2013 年 1 月のアジェンダ決定¹において、IFRS 解釈指針委員会は、雇用が終了すると

¹ IFRIC アップデート、IFRS 解釈指針委員会、2013 年 1 月

条件付支払が自動的に失効する契約のケースを検討した。IFRS 解釈指針委員会は、勤務条件が実質的でない場合を除き、当該契約は取得のための追加的な対価ではなく企業結合後の勤務に対する報酬であると結論付けた。この結論は IFRS 第 3 号 B55 項の他の指標についての会社の評価に左右されない。

7. この特殊なケースにおいて、条件付支払は雇用契約の終了に際して失効することになる。IFRS 第 3 号 B55 項 (a) 及び 2013 年 1 月の IFRS アジェンダ決定に照らして、本条件付支払は企業結合後の勤務に対する対価であり、アーンアウト期間にわたって費用化する必要があると判定するため、当該契約で明記されている継続雇用条件はそれ自体で決定的であると執行者は考えた。

II 番号 EECS/0114 - 02 事業売却時ののれんの配分

事業年度： 2011 年 12 月 31 日

論点の分野： 資金生成単位へののれんの配分

関連する基準書： IAS 第 36 号「資産の減損」

発行者の会計処理についての記述

8. 発行者は石油及びガス産業で活動しており、様々な国において開発及び生産事業を所有している。発行者は 2011 年に 7 件のライセンスを売却しており、その内 4 件は元々、2007 年に上場会社 A の取得の際に取得したものである。取得原価配分の一環として、発行者は探査及び評価資産 (ライセンスを含む) 並びに生産設備に関する重大な公正価値修正を特定し、対応する繰延税金の認識及びのれんの調整を行った。IAS 第 36 号 80 項に従って、のれんは次の資金生成単位グループへと配分された。それは、国 1 の会社 A (A1)、国 2 の会社 A (A2)、国 3 の会社 A (A3) であった。
9. 2011 年のライセンス売却の一環として、のれんは売却するライセンスを含む資金生成単位グループに配分された。IAS 第 36 号 86 項は、処分する事業に関連するのれんは処分による利得又は損失を算定する際に、当該事業の帳簿価額に含めると規定している。IAS 第 36 号 86 項 (b) は、処分する事業に関連するのれんは、処分する事業と当該資金生成単位のうち保持する部分との価値の比に基づいて測定する(ただし、他の方法の方が処分する事業に関連するのれんをより適切に反映することを企業が立証できる場合を除く) と明記している。
10. 発行者は、当初 2007 年に取得した 4 件のライセンスの 2011 年における処分から生じる結果の算定にあたって、のれんの一部を配分した。発行者は IAS 第 36 号に規定された一般的方法を用いず、仮説に基づく価格及び取得原価配分分析を含む独自の方法を用

いて、ライセンスの回収可能額と正味帳簿価額の差額(「超過価値」)を算定した。続いて、結果の算定に含めるべきのれん部分は、売却するライセンスの超過価値と売却時に算定するライセンスすべての対応する超過価値合計の比に基づいて算定した。

11. 識別されたのれんは、主にライセンス関連の公正価値修正に関する繰延税金に関連していた。2007年にA1及びA2に移転されたすべてのライセンスに対する当初の公正価値修正額合計のうち、約80%であり、50%は処分する4件のライセンスに関連していた。処分するライセンスの対価は、2011年に未売却のライセンスの回収可能見積額に比べて金額が大きいものの、発行者の新たな仮説に基づく取得原価配分は総超過価値の主な部分が未売却ライセンスに属することを示唆した。そのため発行者の他の方法では、処分の利得及び損失の算定において、のれんのわずかな部分のみが含まれることになった。
12. のれんはライセンスの現在価値と帳簿価額の差額に関連することから、当該他の方法はのれんを資金生成単位に配分するより適切な方法であると発行者は考えた。そのため、この方法はIAS第36号86項(b)の下で容認できると発行者は判断した。
13. 次の例は、事業取得において取得したライセンスに関連する発行者の会計処理を示している。2007年に識別されたのれんの金額は40である。

	2007年 ²	2011年
2011年に処分するライセンス		
ライセンスの正味帳簿価額	100	100
ライセンスの市場価値	150	110
ライセンスの「超過価値」	50	10
のれん配分	20	
保持するライセンス		
正味帳簿価額	100	100
市場価値	150	150
「超過価値」	50	50
のれん配分	20	
のれん合計	40	40

IAS第36号86項(b)の一般的方法(価値の比)に従った2011年に処分するライセンスに関連するのれんの算定： $40 \times 110 / (110 + 150) = 16,9$

発行者に従った2011年に処分するライセンスに関連するのれんの算定(超過価値の比)： $40 \times 10 / (10 + 50) = 6,7$

² 取得原価配分の一環として取得時に算定

執行決定

14. 執行者は、処分する事業に関連するのれんの配分に関して発行者に同意せず、発行者が IAS 第 36 号 86 項で規定された一般的方法を用いるべきであったと考えた。

執行決定の根拠

15. IAS 第 36 号 86 項によると、のれんが資金生成単位に配分されており、企業が当該単位にある事業を処分する場合は常に、処分する事業に関連するのれんは、利得又は損失を算定する際に、事業の帳簿価額に含めるべきであるとされる。
16. 一部のケースでは、発行者は、他の方法が処分する事業に関連するのれんをより適切に反映することを立証することができる。IAS 第 36 号の BC153 項から BC156 項は、処分する事業に関連する特殊な状況を扱ったケースをいくつか示している。当該ケースは、一般規則の使用が関連するのれんの不適切な評価につながる場合があることを客観的に立証している。
17. しかし、発行者は、その状況を IAS 第 36 号の結論の根拠で言及されたケースに関連づけるか、あるいは他の客観的な基準が他の方法の使用を十分に支えると立証することができていない。発行者は、保持される事業により高い割合ののれんを配分することがより適切であるとする理由を示すことができなかった。したがって、執行者の意見によると、発行者は IAS 第 36 号 86 項の一般的方法を用いるべきであった。

III 番号 EECS/0114 - 03 非継続事業として表示される単独ライセンスの売却

事業年度： 2011 年 12 月 31 日

論点の分野： 非継続事業

関連する基準書： IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

発行者の会計処理についての記述

18. 発行者は様々な国で石油・ガス探査、開発及び産出事業を所有している。発行者はライセンスを産出田、開発田、発見に分類している。2011 年、発行者は 7 件のライセンス（産出田 3 件、開発田 3 件、発見ライセンス 1 件）を売却した。ライセンスの売却は特定の事業分野を廃止するための戦略的決定ではなかった。ライセンスは 1 件を除きすべて、独立の資金生成単位とみなされていた。
19. 発行者は、規模と相対的な重要性に関係なく、各産出田と開発田を主な事業分野に定め

ていた。そのため、産出田及び開発田のライセンスの売却はすべて非継続事業として表示された。発見段階のライセンスについては、発行者は主な事業分野の判定基準を売却対価の金額に関連する一定の通貨単位限度額として定めた。発行者は、財務諸表の利用者により適切で優れた情報を提供するため、非継続事業としてのライセンス売却の表示を検討した。結果的に、発行者は当該企業の包括利益計算書の単独の科目に非継続事業からの純利益を表示した。

執行決定

20. 執行者は発行者の処理に同意せず、ライセンス売却を非継続事業として表示するのは不適切であると考えた。執行者は、企業の構成要素は通常、単一の資金生成単位よりも高いレベルで識別されると結論付けた。

執行決定の根拠

21. IFRS 第 5 号 31 項によると、「企業の構成単位」という用語には企業の残りの部分から明確に区別できる事業及びキャッシュ・フローが含まれる。
22. IFRS 第 5 号 32 項によると、非継続事業とはすでに処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成単位で、次のいずれかに該当するものである。
- 独立の主要な事業分野又は営業地域を表す。
 - 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である。
 - 転売のみを目的に取得した子会社である。
23. 執行者は、発行者の評価では各売却が独立の事業分野を表す企業の構成単位を構成するか否かの判断を下すのに十分ではなかったと結論付けた。開発段階のライセンスについては、独立の事業分野の評価は事業の規模及び相対的重要性に関連し、数字上の判断だけではIFRS 第 5 号の指針の十分かつ適切な適用とみなすことはできないというのが執行者の意見であった。
24. 執行者の意見によると、IFRS 第 5 号 31 項及び 32 項は、非継続事業の表示のための閾値としての「企業の構成単位」という用語が通常、個々の資金生成単位よりも高く、セグメントよりも低い水準を表すことを示唆している。
25. さらに、2011 年におけるポートフォリオに含まれる 7 件のライセンスの売却は、ある特定の事業分野を廃止するという組織的な戦略決定によるものではなく、ライセンスのポートフォリオ構成の継続的な変更を含んだ発行者の通常の営業過程の一部であると明確に思われる。発行者は各ライセンスを資金生成単位として定め、ある一定種類のすべてのライセンスの売却又は特定の地域にあるすべてのライセンスの売却に関与したわけではないことから、執行者は、ポートフォリオにある多数の独立したライセンスの

内 1 件の売却は、例外的なケースにおいてのみ「企業の構成単位」を構成し、したがって、IFRS 第 5 号 32 項のいずれの基準も満たさないと考えた。

IV 番号 EECS/0114 - 04 資金生成単位の識別

事業年度： 2011 年 12 月 31 日

論点の分野： 資金生成単位

関連する基準書： IAS 第 36 号「資産の減損」

発行者の会計処理についての記述

26. 発行者は小売業界に所属し、小売店及び小売業者からなる支店の重要なネットワークを所有している。財務諸表において、発行者は、それぞれの個別の支店ではなく発行者が運営するそれぞれのブランド化された事業レベルで、減損テストのための資金生成単位を決定した。2011 年 12 月 31 日、発行者の有形固定資産の正味帳簿価額は CU560 百万、純資産は CU4,200 百万だった。
27. 資金生成単位の決定にあたっては、数量割戻しのような一部の利益及びコストは個別の支店ではなくブランド事業全体に左右されるため、それぞれの個別の支店が単独で運営されているのではないという事実を基礎とした。発行者は、個別の支店に対するキャッシュ・インフロー及びアウトフローがそれらの支店が生成する実際の資金の正確な評価を示すものではないと判断した。総収益が約 CU1,000 百万であったのに対して、数量割戻しによる収益は約 CU70 百万だった。
28. ただし、発行者は、各個別の支店のために作成される日次の売上情報及び月次損益計算書を有しており、この情報は個別の支店の営業の継続に関する意思決定を行うのに利用されていた。

執行決定

29. 発行者は発行者の資金生成単位の決定に同意せず、独立の資金生成単位として各支店を識別すべきと考えた。

執行決定の根拠

30. IAS 第 36 号 6 項によると、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャ

ッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループとして定義される。

31. IAS 第 36 号 69 項に従うと、考慮すべき要素の 1 つは企業の営業の監視である。発行者は、営業を監視し、資産及び事業の継続又は処分に関する意思決定を行うため、各個別の支店の日次の売上情報及び月次損益計算書を利用していた。
32. 執行者の見解によると、各個別の支店は、他の個別の支店が生成するキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成していた。したがって、総収益に対する割戻しによる収益の金額は少なく、発行者は個別の支店レベルで資産と営業について監視して意思決定を行っているため、各支店は独立した資金生成単位として識別されるべきである。

V 番号 EECS/0114 - 05 土地の公正価値の決定

事業年度： 2011 年 12 月 31 日

論点の分野： 建設中の投資不動産、公正価値測定

関連する基準書： IAS 第 40 号「投資不動産」

発行者の会計処理についての記述

33. 発行者は商業及び農産業で営業しており、大区画の土地を所有している。当該土地は通常の営業において利用されてきたものであり、有形固定資産に分類されている。さらに、発行者は、継続的に農業に使用するため追加の土地を取得している。
34. 2011 年 7 月、当該土地での生産を中止し、今後の生産を計画しなかったため、発行者は当該土地を自己使用不動産から投資不動産へと振替えた。これは、発行者が当該土地を売却あるいは賃貸するつもりだったためである。土地の用途に変更が生じたのは、土地のある場所から市場への収穫物の輸送が難しかったからである。投資不動産を振替える一方、発行者は IAS 第 40 号の公正価値モデルに基づき当該土地を会計処理することを選択した。
35. 振替える際、発行者は、当該土地の所有権に関連する法制が不明確なことを理由として、当該土地の公正価値を、信頼性をもって算定することはできないと主張した。IAS 第 40 号 53 項に従って、発行者は当該土地を「建設中の不動産」として扱い、原価で測定した。
36. 2011 年後半、土地を更地化し、潜在的な買手又は借手にとって魅力を高めるためのコスト及び法定コストが発行者に発生した。これらのコストは損益計算書で費用化された。
37. 2011 年 12 月 31 日、発行者は土地の法的資格を明らかにし、その公正価値は信頼性を

もって測定できると判断した。発行者は、公正価値利得（その時点の公正価値と IAS 第 40 号 65 項に従って損益計算書で認識された従前の帳簿価額の差額として算定）を報告した。

執行決定

38. 執行者は発行者の会計処理に同意せず、法的資格が不明確な当該土地を建設中の投資不動産として扱うことはできないとして、投資不動産に振替えた時点から当該土地を公正価値で測定することを求めた。振替時の帳簿価額と公正価値の差額は IAS 第 16 号「有形固定資産」に準拠して会計処理すべきである。

執行決定の根拠

39. 土地に関して実施された作業は、主に法的支援に関連しており、当該不動産に物理的変化を生じさせる過程の一部ではないことから、建設コストには該当しないと執行者は結論付けた。したがって、当該投資不動産が建設中となるためには何らかの物理的変化が加えられなくてはならないため、IAS 第 40 号 53 項の要求事項に照らして、当該土地を建設中の投資不動産として扱うことはできない。
40. IAS 第 40 号 48 項によると、投資不動産の公正価値が信頼性をもって測定できないというのは例外的なケースに限られる。発行者は追加の土地区画を取得した各時点で土地の公正価値を算定できたことから、発行者は土地の公正価値の算定方法を良く理解していると執行者は推定した。そのため、執行者は、発行者が同様のことを継続的に行うことができるにちがいないと結論付けた。
41. IAS 第 40 号 61 項によると、自己使用不動産が公正価値で計上する投資不動産になる場合、発行者はその日付における当該不動産の帳簿価額と公正価値の差額を、IAS 第 16 号に従った再評価と同一の方法で計上すべきである。

VI 番号 EECS/0114 - 06 持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分の表示の変更

事業年度： 2013 年 12 月 31 日

論点の分野： 持分法、財務諸表の表示

関連する基準書： IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

発行者の会計処理についての記述

42. IFRS 第 11 号の適用以前、発行者は損益計算書の営業成績の一部として「持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分」という科目を表示した。損益計算書の表示にあたり、発行者は営業成績と営業外成績を区別している。IFRS 第 11 号の公表及び比例連結の削除を受けて、発行者は損益計算書の表示を見直した。持分法で会計処理されている「営業上の」関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分の表示が変更されることはなかったが、発行者は「営業外の」関連会社及び共同支配企業の成績を別途表示しようとした。
43. 発行者は、持分法で会計処理されている投資が次の条件を満たす場合、「営業」に分類することを会計方針として採用しようとした。
- 当該企業の活動はグループの営業活動に関連している。
 - 損益計算書の構成要素は主に営業上の性質を有している（主として財務である成績は当該企業の性質が営業でないことを示している）。
 - 製造業の企業の場合、当該企業は製造を開始している。
44. 上記に基づき、新設段階にある共同支配企業の資産は主に建設中の工場から構成されており、その機能通貨は発行者の機能通貨とは異なるため、発行者は当該共同支配企業の純損益に対する持分に関する表示を変更しようとした。発行者は、この新設会社の成績は事業会社の成績と著しく異なると主張した。なぜなら、当該成績は営業上の性質を持たない重要な財務成績を含んでいたからである（例えば、IAS 第 23 号「借入コスト」6 項 (e)³に従って金利コストに対する修正とは見なされない外国為替レートの変動の影響及び建設中の工場の一部として資産化することができないその他費用）。発行者は又、共同支配企業は他の地域で営業しており、異なる機能通貨を有しているため、当該成績は新設 / 開発段階の子会社において発行者が直面する通常の種類費用とは異なると主張した。
45. 発行者は、IFRS がこの種類の成績の表示に関して十分な指針を示していないと考えた。IAS 第 1 号 82 項 (c) は、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分に関して、損益計算書において少なくとも独立の科目で表示することを求めている。しかし、この科目をどこに表示すべきか、2 つの科目の使用を禁止しているのかのいずれについても同項は指示していない。
46. 総じて、発行者は、この会計方針の変更が透明性を高め、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供するものと考えた。

³ IAS 第 23 号 6 項(e)は、借入コストを金利コストに対する修正とみなす限り、借入コストは外貨建借入金から発生する為替差損益を含むと規定している。

執行決定

47. 執行者は発行者に同意せず、新設段階の共同支配企業の純損益に対する持分の表示の営業外成績への変更は、財務諸表の利用者に対してより目的適合性の高い情報を提供することにはならないと結論付けた。

執行決定の根拠

48. 関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分を表示するため、発行者が包括利益計算書又は損益計算書において追加の科目を記載する可能性を有することに執行者は同意した。
49. IAS 第 1 号 BC56 項によると、「営業」という用語は定義されていないが、企業が営業活動の成果の開示を選択する場合がある。その場合には、企業は開示される金額が通常「営業」とみなされる活動を表すものとなるようにしなければならない。IASB は、営業上の性質を備えた項目が営業活動の成果から除外されると、それは誤解を与え、財務諸表の比較可能性を損うことになると考えており、不定期に発生する、金額が異常である、あるいは減価償却費及び償却費のようにキャッシュ・フローを含まないという理由で、営業に関連する項目を除外するのは不適切となることに留意した。
50. 財務成績の構成要素の中には会社の資金調達方法に左右されるものがある一方、地理上の所在地や発行者の営業方法に左右されるものもある。当該新設子会社の活動は、発行者の中核的な活動のいくつかと同一の性質を有し、新しい地域におけるグループの通常の事業の一部であった。関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分を損益計算書において同社の営業成績の一部として表示すると決定した以上、発行者は成熟事業と同じ方法で新設の関連会社及び共同支配会社を表示すべきである。会社が新設段階にあることへの考慮は、当該企業の成績は営業上の性質を持たないと判断するための正当な理由にはならない。なぜなら、新設企業は通常、グループの通常の事業の一部とみなされるためである。
51. 最後に、IAS 第 8 号 14 項によると、企業の財政状態、財務成績又はキャッシュ・フローに対して取引、その他事象又は状況が及ぼす影響について、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる場合にのみ、企業は会計方針を変更すべきである。ある区分から別の区分への表示の変更は、IAS 第 8 号に従って会計方針の変更として扱われるべきであり、信頼性があり、より目的適合性の高い情報の提供により正当化される必要がある。

VII 番号 EECS/0114 - 07 上場コスト

事業年度： 2010 年 12 月 31 日

論点の分野： 資本性金融商品の発行コスト

関連する基準書： IAS 第 32 号「金融商品：表示」

発行者の会計処理についての記述

52. 発行者は 2010 年に初めて証券取引所に上場した製薬会社である。その際に発行者は新規株式を発行し、それに対して発行及び上場コストが生じた。ある特定の上場コストは損益計算書に、その他は持分変動計算書に記載された一方、増資に関するすべてのコストは資本に認識された。
53. 発行者は費用を性質に基づいて増資と上場に配分した。増資と上場の両方に関連するコストは、総株式資本に対する新規発行株式の割合で合理的に配分した。
54. 弁護士費用は、その性質に従って上場と増資に配分した。投資銀行に支払う成功報酬は増資に直接的に起因し、直接持分で認識された。海外市場の投資家による新株応募への外国の法律に準拠した目論見書の作成コストは販売促進に起因するため、それに応じて費用化された。会社が海外市場からの投資者の募集を望まない場合、このコストが発生することはない。
55. 発行者は、欧州域外市場での外国人投資家へのアクセス獲得を目的として海外市場の法律に準拠して作成される目論見書を希望したため、増資関連コストの約 3 分の 2 は目論見書の作成に対する成功報酬及び弁護士費用に関するものとなった。

執行決定

56. 執行者は、増資と証券取引所上場への発行者のコスト配分が IAS 第 32 号の要求事項と矛盾しないと結論付けた。

執行決定の根拠

57. IAS 第 32 号 35 項によると、資本取引の取引コストは資本からの控除（関連する法人所得税便益の控除後）として会計処理される。
58. IAS 第 32 号 37 項によると、資本性金融商品発行時に企業に発生するコストには、登録その他の法的手続の手数料、法律、会計その他専門的アドバイザーに対する支払額、印刷費及び印紙税などが含まれる場合がある。資本取引の取引コストは、当該取引がな

ければ避けられたであろう資本取引に直接起因する増分コストである範囲で、資本からの控除として会計処理される。

59. IAS 第 32 号 38 項によると、複数の取引に共同に関連する取引コストは、合理的でかつ同様の取引と首尾一貫した配分基準により、それらの取引に配分される。

VIII 番号 EECS/0114 - 08 ヘッジ会計の条件

事業年度： 2011 年 12 月 31 日

論点の分野： ヘッジ会計

関連する基準書： IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

発行者の会計処理についての記述

60. 発行者は、世界各地の厳選された卸業者を通じて自社製品を販売している製造業者である。収益とコストは異なる通貨で得ている。発行者は予定取引のヘッジに先物為替契約を用いており、IAS 第 39 号に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理している。
61. 発行者は、各期間（月）の期待現金受取額の最初の部分をヘッジ対象のキャッシュ・フローに指定した。取引通貨での期待現金受取額の最大 80% に対して先物為替契約が存在した。ヘッジ文書では、先物為替契約と予定取引の関係についての明確な言及はなされていない。さらに、同文書はヘッジされたのが先物価格と現物価格のいずれかについて言及していない。
62. 有効性の評価にあたって、発行者が実際の現金受取額と先物契約の決済から生じるキャッシュ・フローを比較したところ、若干の例外を除き、2011 年の大半の月において、実際の現金受取額が先物契約の金額を上回ることが判明した。発行者は、これらのケースでは現金は前月に受け取っていたと説明した。
63. 発行者は、先物価格はヘッジ目的に指定されていると主張し、損益計算書においていかなる利得又は損失も認識しなかった。IAS 第 39 号適用ガイダンスの質問 F.5.6「キャッシュ・フロー・ヘッジ：外貨で棚卸資産を購入する確定約定」に従って、発行者は、先物価格をキャッシュ・フロー・ヘッジにおいてヘッジ目的に指定できると考えた。各期間の総現金受取額は先物為替契約の決済に支払う金額よりも多いため、当該ヘッジは完全に有効であると発行者は主張した。

執行決定

64. 執行者は発行者に同意せず、IAS 第 39 号 88 項で規定されているヘッジ会計のすべての条件が満たされているのではないと考えた。

執行決定の根拠

65. IAS 第 39 号 88 項によると、ヘッジ会計は次のすべての条件が満たされた場合にのみ利用することができる。

- ヘッジ開始時において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略の、公式な指定及び文書があること。その文書は、ヘッジ手段の特定、ヘッジ対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ手段の有効性を企業がどのように評価するのかを含んでいなければならない。
- ヘッジが非常に有効であると見込まれること。
- ヘッジの対象である予定取引は、実行の可能性が非常に高くなくてはならない。
- ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できること。
- ヘッジが継続的に評価され、非常に有効であったと判断されていること。

66. 執行者は、ヘッジ関係の開始以降及びヘッジ期間全体を通じて、先物為替契約と予定取引の関係について明確な言及がなされていないと考えた。先物為替契約の開始時に予定支払が特定されず、先物為替契約と当該支払の関係は遡及的に文書化されたにすぎない。

67. さらに、IAS 第 39 号適用ガイダンスの質問 F.5.6 によると、ヘッジ対象の期日がヘッジ手段の前に到来しない場合、先物価格をヘッジ目的に指定することができる。しかし、この場合、ヘッジ手段の期日が到来するのは月の後半であるのに対して、ヘッジされるのは月間の現金受取の最初の部分であるため、ヘッジ手段の期日の前に現金受取が生じる可能性があった。発行者はヘッジ手段の有効性をどのように評価するかを文書化しておらず、従って完全な有効性を想定しなかったはずである。

IX 番号 EECS/0114 - 09 表示通貨のヘッジ

事業年度： 2012 年 12 月 31 日

論点の分野： 表示通貨のヘッジ会計

関連する基準書： IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRIC 第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

発行者の会計処理についての記述

68. 発行者はコモディティ生産者であり、同社の財務諸表の表示には通貨 CU1 が用いられている。報告期間末に、CU2 を機能通貨とする発行者の子会社がグループ外の関係者から CU2 で借入れを行い、その代金を機能通貨が CU1 であるグループ内の子会社に CU2 建ての貸付金として貸付けた。外貨エクスポージャーをヘッジする目的で、CU1 を機能通貨とする当該子会社は、CU1/CU2 間の金利通貨スワップ (CCIRS) 契約を締結した。
69. CU1 を機能通貨とする当該子会社の個別財務諸表において、当該 CCIRS は、グループ内の CU2 建ての借入れに関する当該子会社の外貨エクスポージャーのキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段に指定されていた。
70. 発行者の連結財務諸表において、CCIRS はヘッジ対象として指定された外部からの CU2 建ての借入れに関する同グループの外貨エクスポージャーのキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段に指定されていた。発行者は、ヘッジ文書において、CU2 を機能通貨をとる子会社と CU1 を機能通貨とする子会社間のグループ内借入れをヘッジ対象として特定していなかった。

執行決定

71. 執行者は発行者のヘッジ会計の根拠に同意せず、表示通貨のヘッジのためにのみ不適切にヘッジ会計を用いていると判断した。

執行決定の根拠

72. IAS 第 39 号 80 項によると、企業の外部の関係者を相手方とする資産、負債、確定約定又は可能性が非常に高い予定取引のみが、ヘッジ対象に指定できる。従って、同じグループ内の企業の間取引については、それらの企業の個別財務諸表においてのみヘッジ会計が適用でき、特定の条件を満たす場合を除き、グループの連結財務諸表ではヘッジ会計は適用できない。
73. 発行者が連結財務諸表において外部からの CU2 建ての借入れをキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象に指定していることをヘッジ文書は示していた。IFRIC 第 16 号 BC14 項によると、機能通貨のみがキャッシュ・フロー又は公正価値の変動に対する経済的エクスポージャーを創出する可能性があるため、表示通貨は企業がヘッジ会計を適用することのできるエクスポージャーを生み出さない。そのため、これらの状況において、CU1 で表示された発行者のグループ財務諸表はヘッジ会計を適用することのできる CU1/CU2 間の外国為替エクスポージャーを生み出さない。

X 番号 EECS/0114 - 10 最低積立要件

事業年度：2012年8月31日

論点の分野：雇用後給付

関連する基準書：IAS第19号「従業員給付」、IFRIC第14号「確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」

発行者の会計処理についての記述

74. 発行者は小売業に属している。発行者の年金制度は、2012年3月31日の数理計算上の評価日現在において法定の最低積立基準に対して積立不足が生じていた。この不足分を解消するため、発行者及び年金制度受託者は掛金の拠出計画を実施に移した。
75. 発行者の法域において、掛金の拠出計画には国内法が適用され、雇用者及び当該制度の現役の加入者が支払うべき掛金を定めている。拠出計画に基づく雇用者又は当該制度の現役の加入者が支払わない金額は雇用者の債務となる。2012年8月31日現在、拠出計画に基づく支払額は、6年半の物価スライドを条件として年間CU13百万と算定された。
76. 同じ日に、IAS第19号の規定の使用に基づくと、発行者の年金制度は積立超過だった。IFRSと法定の最低積立基準の違いは異なる仮定と計算方法による。
77. 発行者は、拠出計画に基づき年金制度に資金を積立てるための法定義務に対する負債を認識していなかった。なぜなら、発行者は、最低積立要件であるための拠出計画はIFRIC第14号に従って会計処理すべきと考えていなかったためである。

執行決定

78. 発行者は、財務諸表においてIFRIC第14号に準拠した追加の負債を計上していなかったため、執行者は発行者に同意しなかった。

執行決定の根拠

79. IFRIC第14号23項及び24項は、企業が返還のための無条件の権利又は将来の掛金の減額能力を有していない場合、最低積立要件に関して追加の負債を認識するよう求めている。
80. 発行者は、国内法で規定された最低積立基準に対する現在の不足額を補填する最低積立

要件の下での義務を有しており、返還のための無条件の権利又は将来の掛金の減額能力は有していないため、最低積立要件の基準に基づき負債を計上すべきであった。